

# 令和5年度「国際青少年サイエンス交流事業」（「さくらサイエンスプログラム」）

## 基本方針

科学技術振興機構

### 1. 本事業の目的

「国際青少年サイエンス交流事業（さくらサイエンスプログラム）」（以下、「本事業」という。）は、科学技術振興機構（以下、「本機構」という。）が、産学官の緊密な連携により、諸外国・地域の青少年を我が国に招へいし、我が国の青少年との科学技術分野の交流を行う事業である。これを通して、

- ① 科学技術イノベーションに貢献しうる優秀な人材の養成・確保
- ② 国際的頭脳循環の促進
- ③ 日本と諸外国・地域の教育研究機関間の継続的連携・協力・交流
- ④ 科学術外交にも資する日本と諸外国・地域との友好関係の強化

に貢献し、ひいては、日本及び世界の科学技術・イノベーションの発展に寄与することを目的とする。

我が国は、ここ数年新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本事業を含め諸外国・地域との交流をほぼ停止してきたが、各種対応により漸く落ち着きを取り戻し、外国人の入国制限等も大幅に緩和されてきている。かかる状況下、本機構として、日本側受入れ機関・相手側送出し機関双方の交流再開の強い期待を認識し、これに応えていくことが重要である。また、ここ数年で顕著な傾向が見られる我が国の科学技術力の低下に対しても、我が国の優れた研究者が世界から尊敬されている間に、国際交流を本格的に実現していくことが重要であり、国際的な交流基盤の形成に資する本事業の果たす役割が大きいと考える。

令和5年度は、本事業が開始されてから10年目を迎えることとなり、招へいすること自体を目的かつ成果として事業を進めてきた創成段階から、規模の拡大とともに質の向上及び実際の成果を充実させていくことが重要な成熟段階に入りつつある。また、本機構の第5期中長期目標及び中長期計画に則った業務が本格化すること、経済安全保障をはじめ我が国を取り巻く国際情勢が急速に変化しつつあり、我が国としての国際的立ち位置を常に意識する必要性が生じていることなどに十分配慮して事業を実施する。

### 2. 本事業が対象とする科学技術交流

科学技術（自然科学、人文科学及び社会科学）分野の交流全体を対象とする。

### 3. 本事業が対象とする国・地域

原則としてすべての国・地域を対象とする。その際、受入れ機関のニーズに適切に応えるとともに、我が国の科学技術事情、国際情勢、これまでの経緯等にも十分配慮して対応する。本事業発足以来関係を構築してきたアジアの国・地域との交流については、本事業が、各国の送り出し機関と日本の受入れ機関との間の草の根的な幅広い交流を、継続的に支える重要な基盤として定着しており、これを継続し、より一層の深化につながるよう取り組む。とりわけ、令和5年に友好協力50周年を迎えるASEAN諸国との協力については、その重要性を認識しつつ、これまで本事業を通じて培った交流関係をより強固なものとするように取り組む。さらに、招へい対象を全世界に広げたことに対応し、これまでは必ずしも活発な青少年交流が行われてこなかった国・地域についても、今後の交流の発展を期待し、新たな視点で招へいの実現・拡大に取り組む。とりわけ、TICADVⅧ（令和4年8月）で本機構が主催した大学交流会議における合意を踏まえ、従来日本との科学技術交流が必ずしも活発ではなかったものの戦略的に重要なアフリカ諸国との交流に取り組む。また、豊富な人材を抱えAIを含むICT分野などの高度人材の来日促進が、今後の我が国の科学技術基盤形成の鍵となることが期待されるインドとの交流について、重点的に取り組むこととする。さらに、我が国の国際関係の基軸を構成する米国、高い科学技術力を維持する英国を始めとする欧州諸国との交流についても、中長期的視野のもと、交流の取り組みを開始する。

#### 4. 経済安全保障に配慮した取り組み

本事業と「経済安全保障」との関わりについては、「交流」が人や情報の「やりとり」を基本とすることから、特に注意を払いつつ取り組む必要がある。本事業による不用意な情報流出等が起きないようにするため、これまでも受入れ機関に対して関連する法令（外為法等）に沿って事業を進めるよう要請してきたところである。さらに、安全保障と科学技術との関係がより重要視されるなか、技術情報漏洩等に対する社会的関心の高まり、政府としての取り組みの強化等を踏まえ、公的資金を使用して事業を進める本事業について、経済安全保障上些かでも疑義が生じないようにすることが、各方面からの広い理解と支援を得て、本事業を安定的に展開していく上で極めて重要である。

このため、令和5年度から、受入れ機関側による対応に加え、本機構が責任をもって実効的かつ厳格な対応を進めていくことを保証する新たな方法を導入する。

#### 5. 交流事業の具体的取り組み

令和4年度において、本事業は、諸外国・地域の青少年を日本に短期間招へいし、日本の青少年と直接対面することを通して空間や時間などの環境を共有して日本の科学技術や社会を経験する「招へい」交流事業と、インターネットを介して日本の青少年と諸外国・地域の青少年が地理的隔たりを超えて交流する「オンライン」交流事業の二形態により実施してきている。

「人」と「人」との信頼関係は直接対面することにより構築されるとの考えから、本事業は、招へい交流事業を中核として実施してきたところであるが、コロナ禍による移動制限に対応するため、令和2年度からオンライン交流を開始しており、初期の立ち上がり段階を経て、種々の経験が蓄積されてきている。令和5年度においては、招へい事業の回復が進むなかでオンライン交流がデジタルのもつ大きな特徴を活かし、国際交流にどの程度役立つことが期待されるか見極めつつ、対面とオンラインの二形態の交流を相補的に進める。

##### 5-1 招へい交流事業

招へい交流事業が国内外の参加機関、政府機関等から高い評価を受けている主な理由は、招へい事業が双方（受入れ機関、送出し国・機関）にとって大きな効果を上げていることによるものと解される。

令和3年度から招へいの対象とする国・地域をすべての国・地域に拡大したことから、本事業の効果を特定の国・地域によらず、すべての国・地域に及ぼすことが可能となった。一方、全体としての交流事業が平板的、かつ個々の国・地域にとっては交流密度が希薄になり、信頼関係構築が減ってしまうのではないかと指摘もなされている。このため、本事業発足以来関係を構築してきたアジアの各国・地域との交流については、質の一層の向上等により交流の実成果が得られ、これが可視化され、良好な交流の維持・強化につながるように丁寧に対応する。新規国及びこれまであまり交流のなかった国については、受入れ機関側のニーズ等を適切に把握し、新たな交流が開始され、継続されるよう取り組む。特に、令和5年度は、既存国と新規国のニーズやバランスにも配慮しつつ、適正な交流の規模、質の向上のための方策を進める。

##### (ア) 一般公募招へい事業

###### ①内容

日本の受入れ機関が本事業の目的に合致した優秀な青少年を擁する諸外国・地域の送出し機関から青少年を招へいし、交流する計画を広く募集し、外部有識者等による選考を経て、本機構が採択を決定する。

## ②対象者

日本に招へいする青少年は、外国に居住する (i) 高校生、高等専門学校生、(ii) 大学生、大学院生、ポストドクター、教員及び公的機関で科学技術に関連する業務に従事する者であって40歳以下の者とする。(i) に該当する招へい者は日本に初めて滞在することになる者を、(ii) に該当する招へい者は大学進学以降日本に初めて滞在することになる者を対象とすることを原則とする。

## ③経済安全保障との関連

経済安全保障は我が国の今後の発展にとって重要な要素であり、本事業もこの点に十分な配慮を持って交流の推進を図る必要がある。かかる観点から、一般公募招へい事業において、外国ユーザーリスト（令和3年9月改正経済産業省通知）に掲げられている機関及び同機関に所属する者が含まれている場合は、令和5年度から当面の間、原則として本事業の対象としない。

なお、外国ユーザーリストに掲載されていない機関であっても経済安全保障上何らかの疑義を有する機関については、現段階において一律に判断することは困難であるため、個別に判断し、慎重に対応する。

## ④交流計画

交流計画に、以下の3コースを設ける。受入れ機関は、送出し機関との調整によりそのうちの一つを選択し、本機構に交流計画案を申請する（コースの詳細は募集要項にて定める）。

- (A)「科学技術体験コース」
- (B)「共同研究活動コース」
- (C)「科学技術研修コース」

## ⑤公募の実施・採択

公募については、申請機関がそれぞれの状況の変化に柔軟に対応できるよう、年4回に分けて実施する。本機構に申請された交流計画案は、外部有識者等からなる「国際青少年サイエンス交流事業選考委員会」（以下、「委員会」という。）が主体的に、公平かつ公正な観点からの審査を行い、その結果を踏まえて本機構が採択する。その際、「人文・社会科学分野」の交流計画については、多様な内容となるものと思料されるが、社会課題を解決する総合知の一翼を担うとの広い視野に立ち、従来の固定的観念や前例にとらわれることなく適切に判断する。

## ⑥交流の実施

本機構は、受入れ機関と交流計画を実施するための契約を締結したのち、交流事業費（渡航費、滞在費、諸経費等）を受入れ機関に提供する。なお、企業が受入れ機関となる交流計画については、本機構は原則として、招へい者の渡航費のみを提供する。また、新型コロナウイルス感染防止の観点から特に取り組む必要が生じた場合の経費については、受入れ機関側の負担とすることが基本であるが、緊急性、適切性等を踏まえ、本機構としても必要な支援を行う。

また、本機構は交流計画採択以降何らかの事由によって招へいの実施が実現できない状況になった場合は、オンライン交流に切り替えるなどにより、機関間の交流が中断されないよう、受入れ機関等と十分な調整を図る。

受入れ機関及び本機構は、交流事業の実施結果について、フォローアップを行い、再来日者数、具体的協力活動化の進捗等の把握を行い、本事業が適切に評価されるとともに、一層の効率的・効果的運営がなされるよう努める。

なお、受入れ機関が本事業を実施するために必要な事務的作業については、継続的にデジタル化を進めるとともに、一層の簡素化・効率化を図り、手続き等の迅速化・省力化に引き続き取り組む。

## (イ) 直接招へい事業

### ①内容

本機構が主導して、諸外国・地域の特に優れた青少年を日本に招へいし、科学技術交流を実施する。

直接招へい事業については、本事業が科学技術外交の展開に資することにも配慮し、国・地域のバランスや我が国の国際的立ち位置を踏まえ、戦略的に取り組む。特に、令和5年度から招へい拡大を開始するアフリカ諸国、国際頭脳循環が期待されるインドとの協力強化に取り組むとともに、中長期的視点に立って、国際関係の基軸を構成する米国、高い科学技術力を維持する英国を始めとする欧州諸国との交流の充実にも取り組む。

なお、コロナ禍において代替手段として実施したオンライン大学訪問及びオンライン高校生交流については、オンライン交流に係るニーズも一段落し、一方で実招へいが再開してきている状況を踏まえ、受入れ機関及び送出し機関の双方とも対面交流を望む傾向が強いことから、一定の役割を果たしたものとして令和5年度は実施しない。

### ②対象者及び交流計画

対象者別に以下の2プログラムを設ける。対象者、その年齢、日本への滞在経験等については、一般公募招へい事業と同様とする。科学技術関係者の範囲については、国・地域の事情を踏まえ柔軟に対応する。

#### (A) ハイスクールプログラム

#### (B) 科学技術関係者招へいプログラム

本機構は、国・地域バランスの他、戦略的重要性にも配慮する。とりわけ日印大学フォーラム(令和5年1月)におけるJSTからの提案及び宣言を踏まえ、令和5年度からは、インドからの招へいにおいてハイスクールプログラムの枠組みを活用し、大学生の招へいを一部開始する。なお、大学生招へいにおいては初来日の条件について原則を遵守しつつ、個別事情に柔軟に対応することとする。その他の招へいにおいても、関係機関と緊密に連携・協力して交流計画を策定・実施する。

### ③経済安全保障に配慮した取り組み

前述のように経済安全保障と科学技術との関係については、複雑かつ多面的な要素を含んでいるところであり、本事業によって我が国の経済安全保障が脅かされているなどということが些かも生じることがないように適切な対応を進めていく。このため、令和5年度以降、当面の間は、外国ユーザーリストに掲載された機関及び安全保障上疑義がある機関に所属する者については、原則対象としない。

### ④計画の立案・実施

本機構は、国内の関係機関の協力を得て、招へい期間中の訪問先及び訪問先での交流内容や各種イベント等を立案する。

ハイスクールプログラムについては、国・地域のバランス、政策的要請等を踏まえ、招へい人数を決定するとともに、最優秀な者が選抜されるように、対象国・地域の関係機関と連携・協力を図る。また、招へいする高校生が他の国・地域の高校生や日本の高校生とも交流することにも配慮する。

科学技術関係者招へいプログラムは、科学技術外交にも資する成果を挙げることができるよう、各国・地域の関係行政機関、国内の政府機関等との密接な連携・協力のもと、送出し機関・招へい者を選定するとともに、成果が可視化できるように取り組む。

なお、直接招へい事業については、本機構が実施の段階で一部を外部専門機関に委ね実施してきたところであるが、業務の効率的実施の観点から、企画から実施までの段階でさらなる外部専

門機関への委託について検討、実施を進める。

## 5-2 オンライン交流事業

インターネットを介し、地理的隔たりを越えて交流することを可能にするオンライン交流については、従来ではなしえなかった交流の実現を進めることが可能となる反面、オンライン交流は「広く」「浅い」交流に特徴があり、本事業が狙いとする人と人との信頼感を醸成する交流にはつながりにくい面も有する。このため、これらのオンライン交流の特徴を十分考慮した計画とする必要がある。

令和5年度においては、これまでのオンライン交流活動により好事例も蓄積されてきていることから、その効果を見極めつつ、特に効果的・効率的に実施されたと認識される交流計画の情報を広く共有するとともに、真に有効性があるよう双方向性にも留意した事業を進める。

### 一般公募オンライン交流

招へい計画が何らかの理由で実現し得なくなった場合や招へいによる交流計画を一層効果的・効率的に進めるための事前調整等を進める必要がある場合には、積極的にオンラインによる交流（前者を「代替オンライン交流」、後者を「補完的オンライン交流」という）を進める。また、オンラインでなくては実施し得ない交流については、公募の上、委員会における選考を踏まえて本機構が採択する。なお、代替オンライン交流については、招へいによる交流に相当する成果が挙げられるよう、機構は柔軟かつ幅広い支援を積極的に行う。

## 6. ネットワーク構築事業の推進

本機構は、さくらサイエンスプログラムが機関間等の実効的かつ継続的な科学技術交流や諸外国・地域の優れた青少年が留学・就職先に我が国を選択することなどに結実するよう、必要な情報の提供等を促進するネットワークの構築（同窓会の開催・運営支援等）の取組を進める。本取組は、活動の継続性及び可視化性が重要であるため、同窓会が計画的かつ安定的に開催・運営できるよう、また年間を通じた自主的なプログラムが継続できるように必要な支援等を行うほか、さくらサイエンスプログラムの関連イベント、留学情報、大学情報等、積極的な情報発信を行う。

また、ネットワーク組織の立ち上げが十分ではない国・地域においては、本機構が積極的にネットワーク作りに取り組む。他方、ネットワークの維持やクラブ会員への多様な助言・指導のみならず、さくらサイエンスプログラムのさらなる発展のためには、これまでの受入れ機関、送出し機関、各国・地域の関連行政機関等で本事業を直接担ってきた者、関係機関で本プログラムを事務的に支えてきた者等、いわばサポーターの協力が不可欠である。このため、これらのサポーターの意識の継続、効果的なネットワーク化する取組の検討を進めることとする。

## 7. 二国間・多国間交流事業の推進

本事業は招へい、あるいはオンラインを通しての交流を推進するものであるが、これら交流の幅を広げ、質の充実を図るとともに、実際の協力活動につなげるために、二国間交流の推進に積極的に取り組む。さくらサイエンスプログラムの中核となる各国・地域の大学のリーダーレベルをはじめ、先端的研究活動、社会・経済活動等の分野で活躍する者が今後の交流の進め方、協力の方策等について意見交換を行う場を提供することは、国と国との理解の深化、機関間の交流の加速化・実体化、そしてさくらサイエンスプログラムの活用の促進につながることを期待される。本事業においては、従前特定の国との二国間交流に取り組んできたところであるが、今後はそれに加え、科学技術分野でのめざましい活動が見られたり、その国の若者に科学技術のポテンシャルがあり、戦略的な協力相手国と考えられる国・地域などとの二国間・多国間交流についても積極的に取り組む。

## 8. 国際頭脳循環への貢献

本事業が「国際頭脳循環」にも貢献するよう十分留意して運用を進める。その際、各交流計画が機関間の連携協力に発展し、優れた学生等の相互理解が深まるとともに、科学技術イノベーションに結実できるよう関係機関への働きかけを積極的に行う。

## 9. 安全・安心な交流の実施

国際交流の推進にあたっては、相互の信頼関係の構築と安全性の確保が大前提であり、本機構は、招へい者の健康面での安全性確保、安心した滞在等に責任を持って対応するとともに、受入れ機関に対しては、万全の備えをするよう要請する。

社会経済全体が with コロナに移行しつつある中、今後とも一定程度のコロナ感染が発生するものと推測されることから、万が一発生した場合における連絡体制を予め構築しておくとともに、迅速な対応等が取り得るようにしておくことが重要である。その場合、受入れ機関側の負担だけが過度にならないように本機構も必要な支援を行う。

## 10. 情報発信（広報）の強化

日本国内の教育研究機関全体に対する本事業の実施機関数割合、民間企業の参加割合は決して高くなく、国際的にもその認知度は高くない。本事業の一層の発展を図るためには、効果的な情報発信等による認知度の向上が不可欠であり、「外国人材の導入に対する共感の醸成」を通じた情報発信が重要と認識される。このため、令和5年度においては、令和4年度に策定した「広報戦略」に従い、これまでの「コンテンツ・プル」型から「ターゲット・ドリブン」方式を取り入れて行くこととし、特に、受入れ機関の活動に関心を有する地域の広報媒体に注目した広報を展開する。

## 11. 関係機関との連携強化

本事業の発展のためには、関係機関との強い信頼関係を基盤とした連携強化が必須であり、国内関係機関、自治体、駐日外国公館、国外関係機関、サポーター等とのネットワークを強化する。また、本機構各部署と一層の連携を図ることにより、実効的な交流が進むよう取り組む。